

アクションプログラム 1 - 2 : 多様な連携の活用による運営形態の最適化

多様な関係者の連携に関しては、水道法改正による水道の管理に関する技術上の業務の第三者委託等の制度的な整備が進められてきた。今後は、これらの制度を活用し、情報公開の推進や公的な第三者機関等による公正な業務評価等をも実施しつつ、関係各主体の有する長所や専門的知見等の特徴を活かし、大規模水道事業等が中心となった運営管理の共同化や複数の水道事業者が共同しての第三者委託などの多様な連携により、地域の状況に応じた、水道事業運営形態の最適化を推進する。

多様な連携の活用による運営形態の最適化



図6 - 4 多様な連携の活用による運営形態の最適化アクションプログラム

アクションプログラム 1 - 3 : 持続可能な水道を目指した運営・管理強化

総人口の減少等の社会情勢の変化に適切に対応し、現在及び将来の需要者の視点に立脚した信頼性の高い持続可能な水道を実現する。水道事業者等は、需要構造の変化に応じた適正な水道料金の設定、費用の公平な負担、各種法規制を遵守する体制の確立等を図った上で、中長期的な財政収支に基づく計画的な施設更新・改良を推進する必要がある。このためには、公平性の確保に留意しつつ、事前チェック、技術的・財政的支援、事後チェック等の制度・体制の再構築を行うことが必要であり、速やかにその実現を図る。

持続可能な水道を目指した運営・管理強化

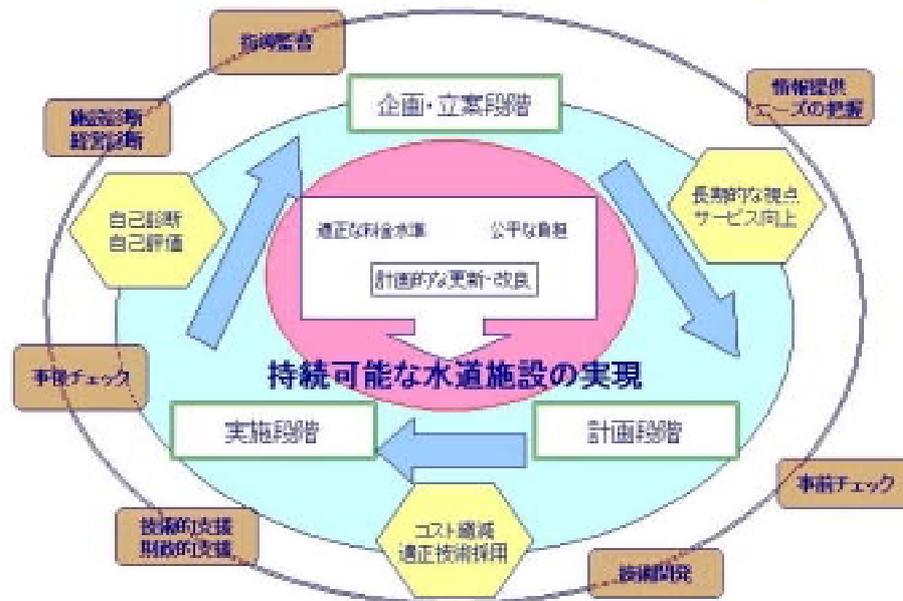


図6 - 5 持続可能な水道を目指した運営・管理強化アクションプログラム

イ．安心・快適な給水の確保に係る方策

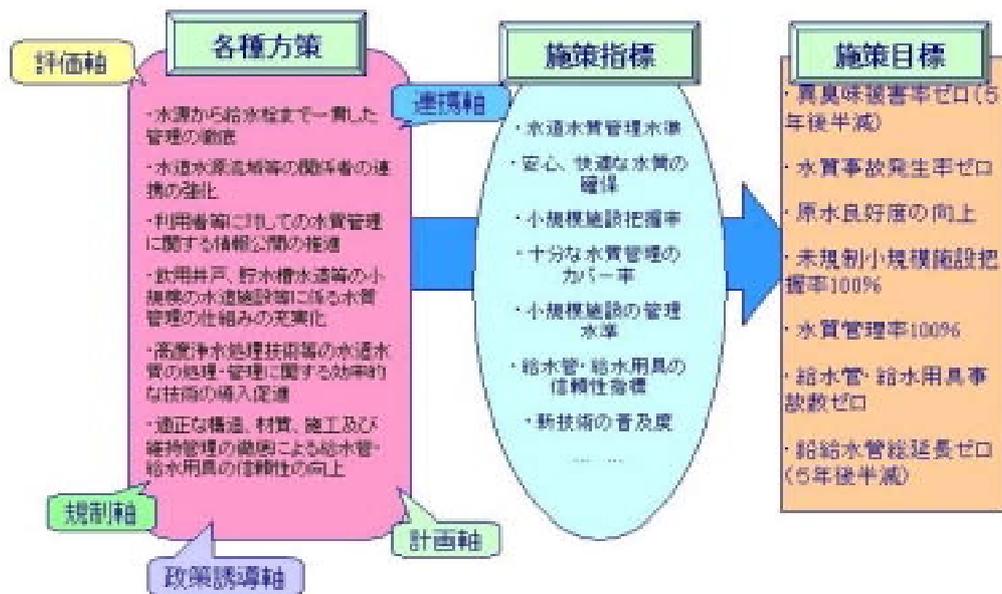


図6 - 6 安心・快適な給水の確保に係る方策

水道水の安全、安心、さらには快適性を実現するため、水源から給水栓まで一貫した管理が日常から徹底されるよう必要な方策を実施するとともに、水道水源流域等の関係者の連携の強化、利用者等に対するの水質管理に関する情報公開の推進に係る方策を実施する。

全ての国民が十分に水質管理がなされた水の供給を受けようとするため、一定水準の水質管理を維持していく上で技術的、財政的及び制度的に限界のある飲用井戸や貯水槽水道等の小規模な水道を中心に水質管理の仕組みの充実化に係る方策を実施する。

加えて、原水水質の改善が進まない水域への高度浄水処理技術の導入の促進、適

正な構造、材質、施工及び維持管理の徹底による給水管・給水用具の信頼性の向上に係る方策、水道水質の向上、水質管理の効率化を図るため、水道水質の処理及び管理に関する効率的な技術の導入の促進に係る方策を実施する。

達成すべき代表的な施策目標として、以下を掲げる。

- ・ 異臭味被害率を5年後に半減し、できるだけ早期にゼロにする。
- ・ 水質事故発生率（給水停止に至るもの）をできるだけ早期にゼロにする。
- ・ 原水良好度（取水にあたって人為的発生源の影響を極力受けないこと）を向上させる。
- ・ 未規制小規模施設把握率をできるだけ早期に100%とする。
- ・ 水質管理率（未規制施設等小規模施設においても一定水準の水質管理が確保されていること）をできるだけ早期に100%とする。
- ・ 給水管・給水用具事故数をできるだけ早期にゼロにする。
- ・ 鉛給水管総延長を5年後に半減し、できるだけ早期にゼロにする。

また、以下のアクションプログラムを着実に実施する。

アクションプログラム2-1：統合的アプローチによる水道水質の向上

原水から給水に至るまで一貫した水質管理を徹底するため、各事業者等において統合的な水安全に係る計画を策定し、実行する。具体的には、高いレベルの水質目標や水質管理水準の設定、適時適切な水質検査の実施、原水基準の適用や取排水系統の再編等による良好な水源の確保、貯水槽水道、給水用具等の対策、高度浄水処理技術等の新技術の導入等を実施する。

また、これらの施策を円滑に実施するため、水道水源の流域等の関係者の連携の強化及び水質管理に関する情報公開の推進を図る。

統合的アプローチによる水道水質の向上

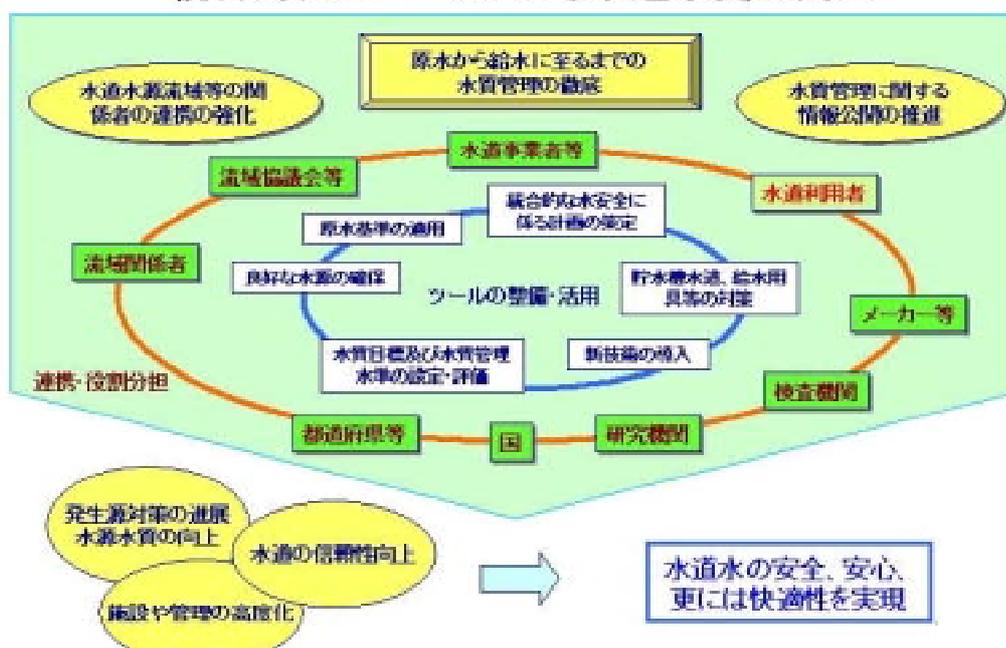


図6-7 統合的アプローチによる水道水質の向上アクションプログラム

アクションプログラム 2 - 2 : 水質管理率100%プログラム (小規模施設の管理充実)

衛生上の問題の発生が懸念される未規制施設、さらに、水道法等の規制対象である中小規模の水道の水質管理水準の向上に当たっては、技術面に加えて財政面及び制度面での制約も存在していることから、国においては規制体系の見直し及び管理の支援の充実を図る。

また、規制及び支援策を踏まえた施設の設置者等による管理の充実、水質管理に携わる民間企業等のサービス水準の向上、運営形態の多様化による設置者の管理への支援、都道府県等の監督体制の充実や水質管理率向上のための基本構想の策定、水道事業者等による未普及地域の解消に加え、貯水槽水道の管理についての助言・指導の推進、検査機関による公正・適正な検査の実施、利用者に対する情報提供の仕組みの充実を図ることで、小規模な施設にあっても一定の水質管理水準を確保する。



図6 - 8 水質管理率100%アクションプログラム

ウ．災害対策等の充実に係る方策

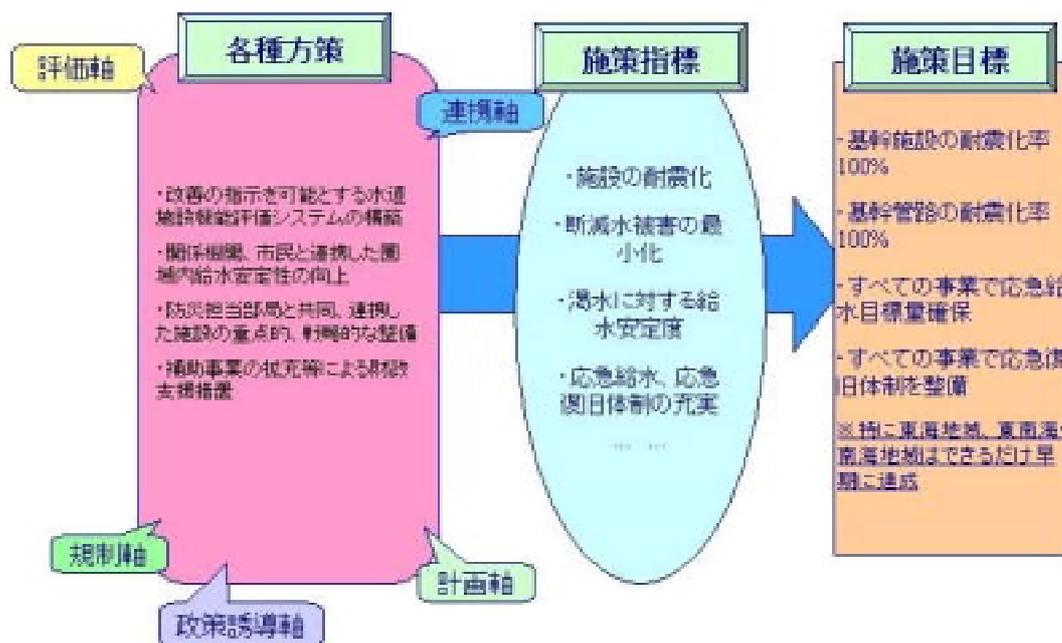


図6 - 9 災害対策等の充実に係る方策

地震、渇水等の災害発生時、テロ等の事態においても、断減水による国民生活・社会経済活動への影響を未然に防止あるいは軽減するため、改善の指示を可能とする水道施設機能評価、渇水に対する給水安定性の向上、防災担当部局等と共同・連携した施設の重点的・戦略的な整備などにより水道システム全体の安全度・安定度を向上させるとともに、災害時における応急給水、応急復旧体制の充実等の一層の促進を図る。

達成すべき代表的な施策目標として、以下を掲げる。

- ・浄水場、配水池等の基幹施設の耐震化率を、100%とする。特に、東海地震対策強化地域（以下、東海地域）及び東南海・南海地震対策推進地域（以下、東南海・南海地域）においてはできるだけ早期に達成する。
- ・基幹管路を中心に管路網の耐震化を進める。基幹管路の耐震化率を、100%とする。特に、東海地域及び東南海・南海地域においてはできるだけ早期に達成する。
- ・すべての事業で地域の実情に応じた給水安定度（少雨の年でも安定した給水が可能な水準）を確保する。
- ・すべての事業で応急給水計画を策定し、計画に位置づけられた応急給水目標量を確保する。特に、東海地域及び東南海・南海地域においてはできるだけ早期に達成する。
- ・すべての事業者において、他の事業者等との災害時応援協定の締結等の応急復旧体制を整備する。特に、東海地域及び東南海・南海地域においてはできるだけ早期に達成する。

また、以下のアクションプログラムを着実に実施する。